

議案第六十号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 右の議案を提出する。

平成二十五年九月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一赤坂九丁目地区地区整備計画の項中「（平成十六年東京都告示第千五百八十九号）」を「（平成二十五年東京都告示第八百九十三号）」に改め、同表に次のように加える。

白金二丁目東部北地区地区整備計画
 都市計画法第二十条第一項の規定により告示された白金二丁目東部北地区地区計画（平成二十五年港区告示第百三十九号）のうち、地区整備計画が定められた区域

別表第二中

B地区 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設以外の建築物											
B地区 あずまや、公衆便所その他これらに類する公園施設以外の建築物											

に改め、同表に次のように加える。

<p>画整区部丁白 備地北地目金 計区地東一</p>	<p>C地区</p>
<p>一 風営法第二條第一項第一号から第六号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第五項に掲げる風俗関連特殊営業の用に供する建築物 二 ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場又は勝舟投票券発売所 三 住宅の用途に供する部分の容積率が十分の六十未満の建築物 四 建築面積が二百平方メートル未満の建築物（公益上必要な施設の場合を除く。）</p>	<p>一 法別表第二(二)項に掲げるもの（建築物に付属する自動車庫を除く。） 二 風営法第二條第一項第一号から第六号までに掲げる風俗営業の用に供する建築物及び同条第五項に掲げる風俗関連特殊営業の用に供する建築物 三 住宅の用途に供する部分の容積率が十分の四十二未満の建築物 四 建築面積が六百平方メートル未満の建築物（公益上必要な施設の場合を除く。）</p>
<p>十分の二十、 ただし、 公益上 必要な 施設を 除く。</p>	<p>十分の三十、 ただし、 公益上 必要な 施設を 除く。</p>
<p>十分の六十</p>	<p>十分の六十</p>
<p>千平方メートル以上、 かつ、 千平方メートル未満の 敷地の 敷設を 除く。</p>	<p>千平方メートル以上、 かつ、 千平方メートル未満の 敷地の 敷設を 除く。</p>
<p>計画の壁面図に示す位置の数値は、 行状の歩 行の安全 及び確 保に 必要 な もの を 除 く。</p>	<p>計画の壁面図に示す位置の数値は、 行状の歩 行の安全 及び確 保に 必要 な もの を 除 く。</p>

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説明)

赤坂九丁目地区地区計画の都市計画決定の変更及び白金一丁目東部北地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。